

求めることになってしまう。特に特別支援教育の領域は実親の意見に基づいている。

- ・ 学校教育法では保護者の規定が「親権を行使する者、または未成年後見人」となっており、地域によっては実親の承認を求める例がある。
- ・ (里子の出入国管理) パスポートは、親権者・法定代理人のいない里子について、里親が手続きを進められるようになっている。実親がいる場合はその承諾がいる。
- ・ 海外への就学旅行時、実母と連絡を取るのに時間がかかり、学校への提出日に間に合わず「何でこんな思いをしなければならないのか」と痛感した。
- ・ 再婚などで実母の状況が変わり戸籍を見相に届けることを渋り、かなり時間がかかってしまった。

## 2、実親との接点の問題

- ・ 実親と交流して里親の家に帰ってきた時、生活が乱れて元に戻すのに苦労する。公的機関は親の人生観まで関与できないとの理由で、実親への交流時の生活指導を避ける傾向がある。
- ・ 実親の子育ての条件が整っていないのに、引取りを強く主張したり、不登校になったのは里親のやり方が悪かったからと里親の養育を批難する例がある。
- ・ 特別養子縁組が適当と思われる子どもが、実親の同意を得る機会がないために、養育里親の元へ措置される例がある。親からの音信のないまま子どもは成長していく。
- ・ 養育を里親に任せながら、子どもに事故があると実親は損害賠償を里親に請求してくる例があった。
- ・ 養父からの虐待で保護、里親措置となる。養父は「自分でなければこの子は駄目になる。」等と主張をし、養護学校に出向き里親の子育てを非難することもあった。
- ・ 養父から虐待され里親宅に措置。高校生 2 年の夏、養父は「夏休みは自分が世話する。自分の働いている倉庫でアルバイトをさせたい。」と主張し準備を進める。アルバイト賃金は養父の通帳に入れるように会社と話しをしている。
- ・ 再婚して子どもと縁組、その後、離婚しても子どもとの縁組を解消しない。子どもの給与の振込先を養父が勝手に作り、従うように執拗に迫ってきた。子ども名義の口座を作っていたので、子どもは自己管理を押し通した。

## 3 18歳・解除後の問題

- ・ 就労の承諾は親権者に求められる。実親が承諾の印鑑を捺さない場合や、

就労の内容に異議を挟む場合がある。

- ・ 解除後、多くの里子はアパートなどで生活を始める。不動産屋は18歳の子どもと賃貸契約を出来ないという。大人が連帯保証人となることで済ませる場合もあるが、大手の不動産屋は大人が契約者になることを求める。

#### (知的障害児の18歳)

- ・ 知的障害児は18歳で措置解除すると、障害者自立支援法の範疇に入り、親元の市町村に戻って障害福祉の手続きを進める。虐待で親子分離した場合も同様にするので、子どもは親管理下に入ってしまう。
- ・ そんな中、「厳しい躾が必要である。」などと言う封印されていた実親の子育て観を持ち出す例がある。
- ・ 児童相談所のやり方が気に食わないと言って手続きに応じない実親がいる一方、手続きを進める気配のない親もいる。
- ・ 明らかに子どもの収入を当てにしている実親や、生活保護の加算要員とするために受入れを表明する例がある。

#### その他

##### 1、未成年後見事例

- ・ 幼児期に相次いで両親を亡くし保険金が子どもに残された。養護施設長が後見人に就き、その後里親委託となった。里親の元で使用した金額は矯正歯科100万円、高校を入り直した経費70万円であった。17歳時に「バイクをアルバイト代から買いたい、自分で働いて得たお金なので自由にして何が悪い。」と言ってきた。里親には財産管理権がないので、後見人に判断してもらうようにと答えておく。数日後、本人が後見人の所に話しに行ったが、一喝されて帰ってきた。
- ・ 未就籍の外国人の子どもの委託を受けた。国籍取得の手続きを進めるために、児相に勧められて里親が後見人となった。里親の熱意で、多くの困難を乗り越えて出生国の国籍を取得した。その後、養子縁組に発展して行った。未だ日本国籍は取得していないが、帰化の手続きが必要になると言われている。

##### 2、欠格条項

児童福祉法33条「里親の欠格条件」に、被後見人や被保佐人と同居している家族は里親となれないと明記されている。養育里親が親と同居している場合、その親は相当高齢になっており、後見人を付けることにもあり得る。未成年後見制度は対象者を守るためにあり、同居家族の行動を制限するものではありません。後見制度の趣旨から逸脱していると思われる。

平成22年7月27日

社会保障審議会児童部会児童虐待防止の  
ための親権の在り方に関する専門委員会 殿

財団法人全国里親会  
会長 廣瀬 清蔵

### 児童福祉法における親権の制限に関する要望書

日頃より私ども里親へのご配慮を頂き感謝申し上げます。

養育里親の立場から、日頃感じていることをまとめてみました。私ども養育里親は、実親の存在を否定するものではなく、実親の養育力の回復を願いつつ、制限された親権の空白部分を補う機関の一つと考えております。

一方、子育てをしている中で、実親の了解が得られない時や実親の判断が得られない時に、子どもの戸惑いを目にし、親権制度の狭間の中で子育てのし難さも感じさせられております。親権を絶対的なものと位置付けるのではなく、子ども自身や現に養育に当たっている者の考え方が生活に反映されるように制度を整備して頂きたいと思っております。

衣食住の提供だけで子どもは育つというのではなく、子育ての真骨頂は心の養育にあります。それには一定期間、大人との関係を一本化する必要があります。大人と子どもの信頼関係の中で生まれます。そのような関係が成立する親権制度を望みます。

### 記

- 1、 実親のいない又は同等の環境下にある子ども（以下、「親のない子ども等」）に対しては、児童相談所長の未成年後見人申請を義務規定としてください。実施にあたっては、後見人の確保、経費の負担保障など広く使える制度としてください。
- 2、 監護の範囲を指示して頂ける制度を望みます。日常的な生活、例えばアルバイトの承認・携帯電話などの契約・予防接種の承諾・子ども名義口座の管理などは、現に養育に当たっている者が行使できるようにしてください。  
将来に大きな影響を持つ事案については、公的機関の関与を条件とする制度としてください。
- 3、 親がいない子ども等で、18歳から20歳に至るまでの未成年期への支援策を整備してください。